



厚生労働省

熊本労働局からのお知らせ

令和3年8月10日

【照会先】

熊本労働局雇用環境・均等室

室長

室長補佐(企画担当)

助成金係長

(電話)096-352-3865

桑原光照

佐藤真人

佐藤浩美

報道関係者 各位

「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充及び 業務改善助成金コールセンター設置について

「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から実施しています。

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行いました。

また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上が図れました。

この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

問い合わせに対応するため、業務改善助成金コールセンターが設置されました。

運用開始日：8月10日（火）

専用電話番号：03-6388-6155

資料等は、熊本労働局ホームページに掲載しています（ダウンロード可）。

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備^{※1}）、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と熊本県の地域別最低賃金793円（R2.10.1）との差額が30円以内【823円以下】 なお、地域別最低賃金改定後は改定後の金額との差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	4 / 5 生産性要件を満たした場合は9 / 10 ^{※2}
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上（新設）	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上（新設）	120万円		
（新設）45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上（新設）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上（新設）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上（新設）	600万円		

（※1）PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども「生産量要件」に該当し生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。

（引上げ額30円以上の場合に限る）

「生産量要件」：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

◆ 熊本県以外の地域に事業場がある場合は、その地域の地域別最低賃金が適用されますので、詳しくは該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
熊本労働局雇用環境・均等室に
提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

お問い合わせ先

※コールセンターが設置されました！

- ◆ 業務改善助成金コールセンター 専用電話 03-6388-6155
- ◆ 熊本働き方改革推進支援センター
熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7 電話 0120-04-1124

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、日本政策金融公庫熊本支店、八代支店の窓口にお問い合わせください。



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

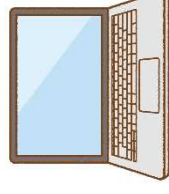
賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中にあっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする**。